

令和 8年度 (2026年度)

# 越谷市家庭用ゼロカーボン推進補助金



越谷市では、地球温暖化対策を推進し、ゼロカーボンシティ実現のため再生可能エネルギー設備等の導入に対し、補助金を交付します。詳細は、市ホームページをご覧ください。(検索用ページ番号:9742)



[https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi\\_shisei/kurashi/kankyo/kankyoseisaku/zerocarbon.html](https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi/kankyo/kankyoseisaku/zerocarbon.html)

## 01 申請期間

前期と後期の年に2回、募集を行います。

前期	令和 8 年	5 月 21 日(木) 8:30~6 月 5 日(金) 17:15
後期	(2026 年)	10 月 5 日(月) 8:30~10 月 16 日(金) 17:15

- ※ 土日・祝日を除く 8:30~17:15 ※ 提出書類に不備がある場合、受付不可。
- ※ 受付期間外に申請書をご提出頂いた場合、受付できかねますので予めご了承ください。
- ※ 受付期間内に予算の範囲を超える申請があった場合は抽選により交付決定者等を決定します。
- ※ 後期受付終了時点で申請数が予算内の場合、以降も受け付け、予算に達し次第締め切ります。

## 02 申請先

環境政策課窓口、郵送または電子申請で申請してください。

窓口	環境政策課窓口(越谷市役所第三庁舎4階)		
郵送	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 環境政策課 ゼロカーボン推進補助金窓口		
電子申請	市ホームページから申請してください。 ※右記の電子申請フォームからも申請可能です。 ※前期と後期で申請ページが異なります。	▶ 前期	▶ 後期



## 03 補助対象者 (次の①と②をすべて満たす方)

- ① 市内に居住する方または申請年度内に市内に居住する予定の方、市内に存するマンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する管理組合
- ② 交付決定後に購入または着工し、補助対象設備等を  
令和9年(2027年)3月15日(月)までに設置または納車できること

## 04 補助対象設備等と予定件数

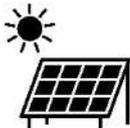
	前期	後期	合計
令和8年度予算額	910万円	390万円	1,300万円
太陽光発電設備	49件程度	21件程度	70件程度
蓄電池	56件程度	24件程度	80件程度
V2H	6件程度	2件程度	8件程度
EV・PHEV	14件程度	6件程度	20件程度
ZEH	7件程度	3件程度	10件程度



「ゼロカーボン推進補助金」は、SDGsの目標7・11・13の達成を目指す取組です。

## 05 補助対象設備等の条件及び補助金額

- 交付決定後に購入または着工してください。交付決定前に購入または着工した場合は補助の対象外となります。
- 併用申請が可能です。ただし、太陽光発電設備と ZEH の併用申請はできません。
- 補助金の交付の回数は、世帯ごとに同一の補助対象設備等につき1回が限度となります。
- 補助対象設備等は新規に購入する未使用品に限ります。

補助対象設備等	補助対象設備等の条件	補助金額
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自らの居住の用に供する住宅または管理するマンションに設置し、発電された電力が住宅の用に供する部分で使用されること。また、電力会社と受給契約を結び、余剰電力を送電できるようにすること。</li> <li>● 住宅の場合、発電設備における太陽電池の最大出力が10kW 未満であること。ただし、最大出力 10kW 以上のものを設置する場合でも、パワコンで出力を 10kW 未満とする場合は補助の対象とする。</li> </ul> 	<p>対象設備の最大出力  <b>1kW あたり2万円</b>  <b>※小数点第3位以下切捨て</b>  <b>(百円未満切り捨て)</b></p> <p><b>上限</b></p> <p>住宅          …<b>上限 8 万円 (4kW)</b></p> <p>☆市内業者加算          …<b>上限 10 万円 (5kW)</b></p> <p>市内に本店を有する業者、または市内に住所を有する個人事業者と契約を結び、領収書の発行を受ける住宅に限る</p> <p>-----          マンション          …<b>上限 20 万円 (10kW)</b></p>
蓄電池 リチウムイオン 定置用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 太陽光発電等により発電された電力が繰り返し蓄えられ活用できること。</li> </ul> <p>※ポータブル蓄電池は対象外</p>	<p><b>一件につき5万円</b></p>
V2H (電気自動車等 充給電設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。</li> </ul>	<p><b>一件につき5万円</b></p>
PHEV・PEV	<ul style="list-style-type: none"> <li>● EV (電気自動車)、PHEV (プラグインハイブリッド) とともに車載コンセント (1500W / AC100V) から電力を取り出せる給電機能がある車両または外部給電器や V2H 充給電設備を経由して電力を取り出すことができる車両であること。</li> </ul>	<p><b>一件につき5万円</b></p> 
ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ZEH の新築、ZEH である建売住宅の購入または既存建物に新規で太陽光発電設備設置を伴う ZEH への改築で、建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) において、ZEH (Nearly ZEH、ZEH Oriented を除く) を証明できる住宅であること。</li> </ul>	<p><b>一件につき20万円</b>  <b>※太陽光発電設備との併用申請不可</b>  <b>※他の補助対象設備との併用可</b></p>

## 06 補助金申請の流れ

### STEP1 交付申請書(第1号様式)及び添付書類の提出

●申請期間 前期:5月21日(木)~6月5日(金) 後期:10月5日(月)~10月16日(金)

※必要な添付書類等は4ページの07を確認してください。

▼  
予算額を超えた場合 抽選

●抽選日 前期 6月10日(水) 後期10月21日(水)

※抽選結果は17時までに越谷市ホームページで公開します。

### STEP2 補助対象設備等の購入・設置等

●購入・設置等期間 交付決定日から令和9年(2027年)3月15日(月)まで

●交付決定通知発送日 前期:6月19日(金) 後期:10月30日(金)

(補欠当選となった方には、前期:7月17日(金)、後期:11月27日(金)までに当落の結果をご連絡いたします。)

### STEP3 実績報告書(第5号様式)及び添付書類の提出

●購入・設置等の完了後、当該年度内に速やかに提出

※必要な添付書類等は5ページの08を確認してください。

※変更や中止があった場合、事前に変更等承認申請書(第3号様式)等の提出が必要です。

### STEP4 請求書(第7号様式)の提出

●交付額確定通知書(実績報告書の提出から約3週間程度で郵送)を受領後、速やかに提出

※原則、申請者本人の口座に限ります。

### STEP5 入金の確認

●請求書の提出から約1ヶ月程度で指定先の口座に入金

※振込日の個別連絡はしませんので各自ご確認ください。

## ☆必ず提出する書類

①	<input type="checkbox"/>	交付申請書(第1号様式)
②	<input type="checkbox"/>	設置等の場所を示す案内図または地図
③	<input type="checkbox"/>	現況が分かる着工前の住宅全体の写真(EV・PHEVの場合は不要)
	<input type="checkbox"/>	現況が分かる着工前の設備等設置予定場所の写真(EV・PHEVの場合は不要)
④	<input type="checkbox"/>	補助対象設備等の規格等を示すカタログ(メーカー・型式・出力値等が分かるもの) ※メーカー・型式・出力値等をメーカー等で印をつけ、当該ページのみ添付 ※ZEHについては、太陽光パネルのカタログに加え、家屋の仕様が分かる書類も添付
⑤	<input type="checkbox"/>	【太陽光、ZEHの場合】補助対象設備等の設置等に係る設計図面
		【蓄電池、V2H、EV・PHEVの場合】補助対象設備等の平面図
⑥	<input type="checkbox"/>	補助対象設備等の設置等に係る経費の内訳が分かる見積書又は契約書の写し
		※メーカー、型式、出力値、枚数等が記載されているもの。 ※購入費用、設置・工事費用、その他費用等の内訳が分かるもの。

## ☆該当する場合に提出する書類

- ・ 前期で令和7年1月2日以降、後期で令和8年1月2日以降に越谷市内に転入された場合

⑦	<input type="checkbox"/>	市県民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税・軽自動車税の内、該当するものすべての納税証明書(転入前の自治体で発行したもの)
---	--------------------------	--

- ・ 設備を設置する建物の所有者が複数人の場合

⑧	<input type="checkbox"/>	同意書(※市ホームページに参考様式あり)
---	--------------------------	----------------------

- ・ 代理人による申請の場合

⑨	<input type="checkbox"/>	委任状(※市ホームページに参考様式あり)
---	--------------------------	----------------------

- ・ 太陽光発電設備において、市内業者加算を受ける場合

⑩	<input type="checkbox"/>	【法人事業者の場合】法人登記事項証明書の写し(発行から3ヶ月以内のもの)
		【個人事業者の場合】住民票の写し(発行から3ヶ月以内のもの)

⑪	<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類
---	--------------------------	----------------

**08 実績報告に必要な書類:実績報告書(第5号様式)と添付書類**

**☆必ず提出する書類**

①	<input type="checkbox"/>	実績報告書(第5号様式)
②	設置等の状態を示す <b>現場写真</b>	
	<input type="checkbox"/>	太陽光発電設備…… 住宅全体の写真・モジュールが設置された屋根の写真
	<input type="checkbox"/>	蓄電池…………… 住宅全体の写真・設置後の蓄電池の写真
	<input type="checkbox"/>	V2H…………… 住宅全体の写真・設置後のV2Hの写真
	<input type="checkbox"/>	EV・PHEV…………… 購入した車両の写真(所定の駐車場に駐車した状態)
	<input type="checkbox"/>	ZEH…………… 住宅全体の写真・モジュールが設置された屋根の写真
③	<input type="checkbox"/>	補助対象設備等の設置等に係る <b>領収書等の写し及び内訳書</b> ※メーカー、型式、出力値、枚数等が記載されているもの。 ※領収書の総額のうち、補助対象設備等の内訳の金額が分かるもの。 ※購入費用、設置・工事費用、その他費用等の内訳が分かるもの。 ※補助対象設備等の設置等に係る費用を支払い、購入したことを担保する書類が必要となります。

**☆該当する場合に提出する書類**

- ・ 太陽光発電設備の場合

④	<input type="checkbox"/>	接続契約のお知らせ等、電力会社と受給契約を結ぶことがわかる書類 ※申し込みだけでなく、電力会社から承認を受けていることがわかるもの
---	--------------------------	--

- ・ EV・PHEVの場合

⑤	<input type="checkbox"/>	自動車検査証記録事項の写し
---	--------------------------	---------------

- ・ ZEHの場合

⑥	<input type="checkbox"/>	BELS評価書の写し ※評価書にZEHであること及び一次エネルギー消費量削減率が記載されているもの
---	--------------------------	--

⑦	<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類
---	--------------------------	----------------

## ▼補助対象者・補助対象設備について

**Q01** 申請者と住宅の所有者が異なる場合も申請できますか？

**A01** 越谷市の制度では、申請者＝対象設備設置者（契約者）＝電力受給契約者であることが条件となりますので、所有者でない場合にも申請を行うことができます。申請者以外に当該住宅の所有者が存在する場合（共有者等）は、申請者以外の所有者全員の同意書が必要になります。

**Q02** 賃貸の共同住宅（アパート）の大家なのですが、所有する共同住宅に設置する場合、補助の対象となりますか？

**A02** 大家が共同住宅内に居住し、大家の居住部分にのみ電気を引き込む場合は対象となります。また、事業者用での申請が可能な場合もありますので、お問合せください。

**Q03** すでに購入または設置（着工）・納車した設備等は対象になりますか？

**A03** 太陽光発電設備、蓄電池、V2H、ZEHについては、交付決定前に購入または設置（着工）のいずれか一つでも済んでいる場合は、補助の対象になりません。  
EV・PHEVについては、交付決定前に購入または納車のいずれか一つでも済んでいる場合は、補助の対象になりません。  
なお、購入とは、費用の全額の支払いを指します。

**Q04** 住宅と店舗が一緒になっている場合も対象となりますか？

**A04** 住居も兼ねている店舗等に設置する場合については、対象となります。また、事業者用での申請が可能な場合もありますので、お問合せください。

**Q05** 申請者の住居がある敷地内の建物（納屋やガレージ）の屋根や、庭の地面に置くタイプの発電設備も対象となりますか？

**A05** 発電された電力が住宅用として使用される場合は対象となります。

**Q06** （太陽光発電設備）対象となるモジュールはどのようなものですか？

**A06** 「一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証相当の認証を受けたもの」が該当します。また、未使用品であること、リース品ではないことも条件となります。

**Q07** （リチウムイオン蓄電池）対象となる設備はどのようなものですか？

**A07** リチウムイオン蓄電池のみ対象となります。太陽光発電設備等で発電した電力等を蓄え自宅で使用するほか、未使用品であること、リース品ではないことも条件となります。ポータブル蓄電池は対象になりません。

**Q08** （V2H）対象となる設備はどのようなものですか？

**A08** 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有する設備が対象となります。また、未使用品であること、リース品ではないことも条件となります。

**Q09** (EV・PHEV) 対象となる車両はどのようなものですか？

**A09** EV・PHEVともに車載コンセント(1,500W/AC100V)から電力を取り出せる給電機能がある車両または外部給電器やV2H充給電設備を経由して電力を取り出すことができる車両が対象となります。また、未使用品であること、リース品でないことも条件となります。残価設定型ローンの場合は、実績報告時に残価設定分を含めた総額を支払い、対象自動車を買取りすることが担保されている書類を提出する必要があります。

**Q10** (ZEH) 対象となる設備はどのようなものですか？

**A10** ZEHの新築、ZEHである建売住宅の購入または既存建物に新規で太陽光発電設備設置を伴うZEHへの改築で、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)において、ZEHを証明できる住宅が対象となります。なお、Nearly ZEH、ZEH Orientedは対象となりません。また、借家ではないことも条件となります。

**Q11** キャンペーンや値引き等により、補助対象設備に係る費用が無料となる場合、交付対象となりますか？

**A11** 見積書等により、補助対象設備に係る費用の支出がないと判断されるものは、補助金の交付の対象になりません。例えば、太陽光発電設備の場合、合計で5kW(0.5kW×10枚)の設置に対して、3.0kW(6枚分)がキャンペーン等で支出がないと判断されるものは、支出の確認ができる2.0kW(4枚分)が交付対象となります。

## ▼交付申請方法や提出書類について

**Q12** 太陽光発電設備とZEHの併用申請はできますか？

**A12** 太陽光発電設備とZEHの併用申請はできません。太陽光発電設備と蓄電池、V2H、EV・PHEVの併用申請は可能です。また、ZEHと蓄電池、V2H、EV・PHEVの併用申請も可能です。ただし、申請世帯ごとに同一の補助金対象設備等につき1回を限度とします。

**Q13** (太陽光発電設備) 本店は市外にあり、越谷市内に支店のある業者と契約、領収書の発行を受ける場合、補助の上限を10万円(5kW)とすることはできますか？

**A13** 市内事業者の育成及び地域経済の活性化のため、市内に本店登記を有する法人または市内に住所を有する個人事業主と工事請負契約を締結した場合のみ対象となりますので、越谷市内に支店のみを持つ場合、対象外となります。

**Q14** 法人登記事項証明書はどこで取れますか？また、どの部分が必要となりますか？

**A14** 越谷市内では「さいたま地方法務局 越谷支局」で取得することが可能です。履歴事項全部証明書等の本店所在地が掲載されている部分の写しが必要となります。

**Q15** 申請書の提出は、代行者(業者)でも可能ですか？

**A15** 代行者が申請書類を持参する場合も受付いたしますが、申請者が代行者に書類提出を委任することを記した委任状(任意様式)が必要となります。

**Q16** 申請者本人ではなく同居の家族が申請書を持参する予定ですが、委任状が必要ですか？

**A16** 申請者と同一の住所の方が申請に来られた場合、委任状は必要ありません。

**Q17** 委任状や同意書の形式は決まっているのですか？

**A17** 特に定めておりませんが、市ホームページに参考様式を掲載しています。

**Q18** 契約書の写しは、本人控えと請負業者控えのどちらを提出するのですか？

**A18** 申請者ご本人(控え)の契約書をご提出ください。

**Q19** 添付する見積り又は契約書の内訳書に対象設備以外のもの(エコキュート等)も含まれているのですが、対象設備のみの内訳書が必要ですか？

**A19** 対象設備以外のものが含まれても問題ありませんが、対象設備設置に係る費用が明確にわかるものを添付してください。

※内訳書は、対象設備の型式や設置数がわかるものをご提出ください。

**Q20** 申請書類は郵送で提出しても良いですか？

**A20** 郵送による申請も受け付けます。ただし、書類に不備があった場合には、期間内に改めて必要書類をご提出いただく必要がございます。

## ▼抽選について

**Q21** 抽選は、どのような場合に行われるのですか？

**A21** 受付期間内で予算を申請額が超えた場合には、要件を満たしている申請の中から抽選を行います。抽選結果は市ホームページに公開するほか、申請者全員に郵送によりお知らせいたします。

**Q22** 抽選後に補欠を設けますか？

**A22** 申請状況により、若干数の補欠当選者を設けます。補欠者の方には、申請取り下げ等の辞退が発生し、繰り上げ当選となった場合に補欠順にご連絡いたします。

## ▼購入または着工について

**Q23** 申請が受理されれば購入または着工して良いのですか？

**A23** 購入または着工は市から郵送される交付決定通知書に記載された交付決定日以降としてください。

※交付決定前に購入または着工している場合、補助の対象外となります。

## ▼実績報告について

**Q24** 工事完了・納車の期限はありますか？

**A24** 令和9年(2027年)3月15日(月)までに補助対象設備等を設置または納車が条件となります。

**Q25** 実績報告書の「設置等完了日」は、どのように記入すればよいですか？

**A25** 補助対象設備等の設置が完了した日または納車日としてください。

**Q26** 実績報告の時期について期限などはありますか？

**A26** 工事等の完了後、速やかにご提出ください。当該年度中のご提出をお願いいたします。

**Q27** 添付する領収書の金額に対象設備以外のもの(エコキュート等)が含まれていても良いですか?

**A27** 領収書に対象設備以外のものが含まれている場合は、その内の対象設備設置に係る費用がわかるように但し書きを加えてください。また、内訳書も併せて添付してください。

### ▼変更(中止)申請について

**Q28** 申請内容(契約業者、対象設備等のメーカー、型式、最大能力値等)に変更が生じた場合、どのような手続きが必要ですか?

**A28** ①交付決定前:申請書類や見積書等を変更後のものと差し替えます。

②交付決定後:「変更等承認申請書(第4号様式)」の提出が必要になります。変更される内容のカタログや見積書等を添付し、環境政策課までご提出ください。変更等承認申請書を受領後、変更等承認通知書をお送りします。※ただし、補助金の増額は行いません。

**Q29** やむを得ず、工事を中止することになった場合、どのような手続きが必要ですか?

**A29** 変更等承認申請書の提出(計画の中止)が必要となります。

※工事の中止が決定した場合、速やかにご連絡ください。

### ▼請求書の提出について

**Q30** 請求書はいつまでに提出すればよいですか?

**A30** 交付額確定通知書が到着した後、速やかにご提出ください。

※請求書につきましても、郵送・電子申請での提出が可能です。

**Q31** 請求書を提出したのですが、補助金はいつ頃振り込まれますか?

**A31** 請求書が到着してから1ヵ月後を目安に指定の口座に振り込みをさせていただきます。

※振り込み完了についてご連絡はいたしませんので、ご自身で口座の確認をお願いいたします。

越谷市 環境経済部 環境政策課 ※8:30~17:15(土日・祝日を除く)

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 第三庁舎4階  
TEL:048-963-9183

